

第26回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和6年3月5日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和6年3月5日 午前10時09分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	眞 下 繁 美	○		
2	高 橋 昭 彦	○		
3	都 丸 正 隆	○		
4	齊 藤 由 香	○		
5	鳥 山 孝 子	○		
6	廣 瀬 淳	○		
7	岸 正 二	○		
8	田 中 修 之	○		
9	石 田 恵 治	○		
10	青 木 明 雄	○		
11	内 山 繁 司	○		
12	奈 良 嘉 祐	○		
13	齊 藤 美 保	○		
14	角 田 壽 一	○		
15	飯 塚 敬 子	○		
16	野 村 隆	○		
17	青 木 洋 一	○		
18	石 田 玉 枝	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第20条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	岩 崎 雅 信	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	阿 部 正 雄	○		農地利用最適化推進委員班長
	諸 田 好 真	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員	議席 1 3 番	齊藤	美保	委員
	議席 1 4 番	角田	壽一	委員

議事参与が制限された委員数 2 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事務局長	福田	順夫	
	統括主幹	(農地調整係長)	吉田	徳之
	統括主幹	(農業振興係長)	池田	恵美
	主 事	吉田	智洋	

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局長

おはようございます。

それでは、第26回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

開会前に、議案の取下げがございましたのでお願いします。

取下げは、議案書の1ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（保留分）、申請番号3の5保留分の1件が取下げられました。

それでは、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定により、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いします。

以降、着座にて説明させていただきます。

議 長

おはようございます。

始まる前にご協力願います。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってください。

それでは、令和5年度第26回渋川市農業委員会総会を開会いたします。皆さまのご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思います。

ただいまの出席委員は、19人中19人で会議は成立しました。

さっそくですが、議事に入ります。

まず、「議事日程第1 会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

続きまして、「議事日程第2 議事録署名委員の指名」を議題とします。議事録署名委員に議席番号13番斉藤美保委員、議席番号14番角田壽一委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員は斉藤美保委員と角田壽一委員に決定いたしました。

続きまして、「議事日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第1号をご説明いたします。
報告書の1ページから4ページとなります。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

届出は記載の12件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

議長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、「議事日程第4 報告第2号 農地使用貸借合意解約通知について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第2号をご説明いたします。
報告書の5ページから6ページをお願いします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

届出は記載の4件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

	以上で、報告第2号の説明を終わります。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。 (なしの声あり)
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、「議事日程第5 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第3号をご説明いたします。 報告書の7ページから15ページをお願いします。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。 届出は記載の16件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利の種類は所有権であります。 以上で、報告第3号の説明を終わります。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。 (なしの声あり)
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、「議事日程第6 報告第4号 制限除外の農地等移動通知について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第4号をご説明いたします。

報告書の17ページから18ページをお願いします。

制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

届出は記載の3件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期、転用目的は、記載のとおりです。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、「議事日程第7 報告第5号 農地転用申請に伴う現地調査について」を議題とします。

それでは、渋川、小野上地区を青木明雄第1班長、子持、赤城、北橋地区を斉藤美保第1班長代理より報告をお願いします。最初に青木第1班長、お願いします。

10 番

着座にて説明させていただきます。

令和6年2月27日に実施しました、第1班渋川、小野上地区の現地調査報告をいたします。参加者は、高橋委員、田中委員、野村委員と私、青木。事務局は、吉田係長、吉田主事の計6名で実施しました。

渋川、小野上地区の今回の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による許可後の計画変更申請が1件、第5条による申請が10件、合計12件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

初めに4条申請であります。

7ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東と北は道路、西と南は畑となっております。申請地は問題ないと思われれます。

次に5条の計画変更申請であります。

9ページをご覧ください。

申請番号1番の現地は、東は道路、西は畑、南は雑種地、北は畑と宅地となっております。申請地は問題ないと思われれます。

次に5条申請であります。

11ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東と西は畑、南は山林、北は道路と宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の2番の現地は、東は道路、西と南は畑、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

12ページをご覧ください。

申請番号5の3番の現地は、東と北は宅地、西と南は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の4番の現地は、東は宅地、西と北は一体利用する宅地、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の5番の現地は、東と南と北は道路、北は田となっています。申請地は問題ないと思われます。

13ページをご覧ください。

申請番号5の6番の現地は、5条の計画変更、申請番号1番の現地と同じですので、省略させていただきます。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の7番の現地は、東と北は畑、西は道路、南は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の8番の現地は、東は畑、西は道路、南と北は畑と雑種地となっています。申請地は問題ないと思われます。

14ページをご覧ください。

申請番号5の9番の現地は、一つ目の現地は、東と西と北は道路、南は畑となっています。二つ目の現地は、東と西と北は道路、南は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の10番の現地は、東と南は畑、西と北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、第1班渋川、小野上地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、斉藤第1班長代理、お願いします。

13 番

着座にて説明させていただきます。

令和6年2月27日に実施しました、第1班子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、飯塚委員、角田委員、内山委員、奈良委員と私、斉藤。事務局は、池田係長、都丸会計年度任用職員の計7名で実施しました。

今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が5件、合計6件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

初めに4条申請であります。

7ページをご覧ください。

申請番号4の2番の現地は、東と北は一体利用する宅地、西は雑種地、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

次に5条申請であります。

15ページをご覧ください。

申請番号5の11番の現地は、東は道路、西と北は畑、南は宅地と畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の12番の現地は、東は道路、西と南は畑、北は山林となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の13番の現地は、東と南と北は一体利用する墓地と境内地、西は河川となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の14番の現地は、東と北は許可済み地、西は宅地、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

16ページをご覧ください。

申請番号5の15番の現地は、東と北は宅地、西と南は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、第1班子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

現地調査の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、現地調査報告を終わります。

続きまして、「議事日程第9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の1番から8番の8件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の3ページから5ページ関連です。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から8番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番は、農業参入のための申請となります。

申請番号3の2番は、農業経営効率化のための申請となります。

4ページをお願いいたします。

申請番号3の3番は、農業経営効率化のための申請となります。

申請番号3の4番及び5番は、農業参入のための申請となります。

申請番号3の6番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

5ページをお願いいたします。

申請番号3の7番及び8番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

また、お手元に配布してあります、農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。申請番号3の1番から8番の8件について審議します。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について質疑のある方はお願いします。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第2号、申請番号3の1番から8番の8件については、許可することでご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の1番から8番の8件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第10 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から2番の2件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書7ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から2番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号4の2番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。申請番号4の1番から2番の2件について審議します。質疑のある方はお願いします。

18 番

はい、議長。18番石田。

議 長

はい、18番石田委員。

18 番

4の1番の転用目的ですが、共同住宅用地とは何ですか。

議 長

アパートだよね。

事務局

はい。

18 番	わかりました。ありがとうございます。
議 長	ほかにありますか。
	(「なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第3号、申請番号4の1番から2番の2件については、許可することでご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、申請番号4の1番から2番の2件については、議案のとおり許可することに決しました。 続きまして、「議事日程第11 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。 申請番号1番の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきまして、ご説明いたします。 議案書の9ページをお願いいたします。 議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。 申請番号1番につきまして、申請人の住所、氏名等、土地の表示、転用目的等は、議案書に記載のとおりです。 申請番号1番は、変更前申請人は、令和5年9月19日付け指令により宅地分譲用地として、農地法第5条の規定による許可を受けましたが、事情の変化により、計画を実行できませんでした。 一方、変更後申請人は、申請地を露天資材置場用地として計画するものであり、売買による両者の話し合いが整いましたので全部承継したく計画変更申請するものです。 なお、本案件は第5条の申請が併せて提出されております。 以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
これより、申請番号1番の1件について審議します。
質疑のある方はお願いします。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第4号、申請番号1番の1件については、承認することでご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
続きまして、「議事日程第12 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号5の1番から15番の15件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。
議案書の11ページから16ページ関連です。
議案書11ページをお願いいたします。
議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。
申請番号5の1番から15番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。
申請番号5の1番は、農用地区域内にありますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。
なお、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査を2月27日に実施いたしました。結果については、お手元に配布しました実情調査結果報告書に記載のとおりです。
申請番号5の2番は、金井 I C から約160メートルのところに位置し

ていることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

12ページをお願いいたします。

申請番号5の3番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の4番は、住宅や事業の用に供する施設、公益施設等が連たんしている区域にあることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の5番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

13ページをお願いいたします。

申請番号5の6番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の7番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の8番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

14ページをお願いいたします。

申請番号5の9番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の10番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

15ページをお願いいたします。

申請番号5の11番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の12番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の13番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の14番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

16ページをお願いいたします。

申請番号5の15番は、北橘行政センターから約500メートルのところに位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から15番の15件について審議します。

まず初めに、申請番号5の1番の1件について審議します。

それでは、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査の報告を調査員を代表して、青木明雄委員にお願いします。

10 番 はい、議長。10番青木。

議 長 はい、10番青木委員。

10 番 着座にて説明させていただきます。

調査は、2月27日に、山本会長、高橋職務代理者、飯塚農政部会長、小池推進委員と私、青木。事務局からは、福田事務局長、吉田係長、池田係長の合計8名で実施しました。

お手元に配布した実情調査書の番号1番から7番の各項目について適合でありましたので報告いたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

それでは、申請番号5の1番の1件について審議します。

先ほどの報告を含め、当該申請事案について質疑のある方はお願いします。

(なしの声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第5号、申請番号5の1番の1件については、許可することでご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号5の1番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、申請番号5の2番から15番の14件について審議します。

質疑のある方はお願いします。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第5号、申請番号5の2番から15番の14件については、許可することでご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の2番から15番の14件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第13 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について」を議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、議案第6号、農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

17ページから25ページであります。

内容について、ご説明いたします。この農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地は、渋川、小野上、子持、赤城、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和6年4月1日を予定しております。

計画概要につきましては、17ページに記載のとおり、設定に係る合計は、渡人が97人、受人が62人、筆数が178筆、面積は260,606.39平方メートルです。

この個別の内訳は、18ページから25ページの令和6年4月1日公告利用権設定総括表に記載のとおりであります。

また、この計画につきましては、従前の例によるものとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第6号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださりますよう、お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まず初めに、利用権設定総括表番号93番の1件について審議しますので関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長 それでは、番号93番の1件について審議します。
質疑のある方はお願いします。

(なしの声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。番号93番の1件については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、番号93番の1件については、承認することに決しました。
それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長 続きまして、番号98番から118番の21件について審議しますので関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長 それでは、番号98番から118番の21件について審議します。
質疑のある方はお願いします。

(なしの声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。番号98番から118番の21件については、議案のとおり認めることで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、番号98番から118番の21件については、承認することに決しました。それでは、退席している委員は席にお戻りください。 (関係委員着席)
議 長	続きまして、番号93番及び98番から118番の22件を除く、番号1番から178番の156件について審議します。 質疑のある方はお願いします。
17 番	はい、議長。17番青木。
議 長	はい、17番青木委員。
17 番	番号45番についてですが、持参金払いで4筆とありますが、1筆分しか記載がありませんが、4筆の詳細はありますか。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	利用権の設定用紙というものを提出していただいております。45番については、4筆をまとめて持参金払いという形になりますので、それぞれの金額というのはこちらでは把握していない形になります。
17 番	はい。
議 長	ほかにありますか。 (なしの声あり)
議 長	質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。 お諮りします。番号93番及び98番から118番の22件を除く、番号1番から178番の156件については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、番号93番及び98番から118番の22件を除く、番号1番から178番の156件については、承認することに決しました。 以上をもちまして、第26回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前10時09分>